

# 精神障害者の居住支援

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

# 居住サポート事業について

# 「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」と 「あんしん賃貸支援事業」の連携について

## 1 趣 旨

障害者自立支援法が目指す地域生活移行の推進を実現するためには居住の場を確保することが重要であり、賃貸住宅への入居を促進する観点から、地域生活支援事業に「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」を創設したところです。

また、今般、国土交通省においては、高齢者、障害者、子育て世帯及び外国人の民間賃貸住宅への円滑入居を図るために「あんしん賃貸支援事業」を実施するところです。

事業の実施に当たっては、各自治体及び地域における福祉部門と住宅部門の連携が不可欠。

## 2 住宅入居支援事業（居住サポート事業）について

### （1）事業概要

民間賃貸住宅（アパート、一戸建て等）及び公営住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する。

### （2）実施主体

市町村（複数市町村による共同実施、相談支援事業者等への委託できる）

### （3）事業の具体的な内容

- ① 入居支援（不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援）
- ② 24時間支援（夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等必要な支援を行う。）
- ③ 居住支援のための関係機関等によるサポート体制の調整（利用者の生活上の課題に応じ、関係機関等から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。）

### 3 「住宅入居等支援事業」と「あんしん賃貸支援事業」の関係

#### (1) 連携のあり方

実施のイメージは別添「住宅入居等支援事業とあんしん賃貸支援事業の連携」のとおりであり、

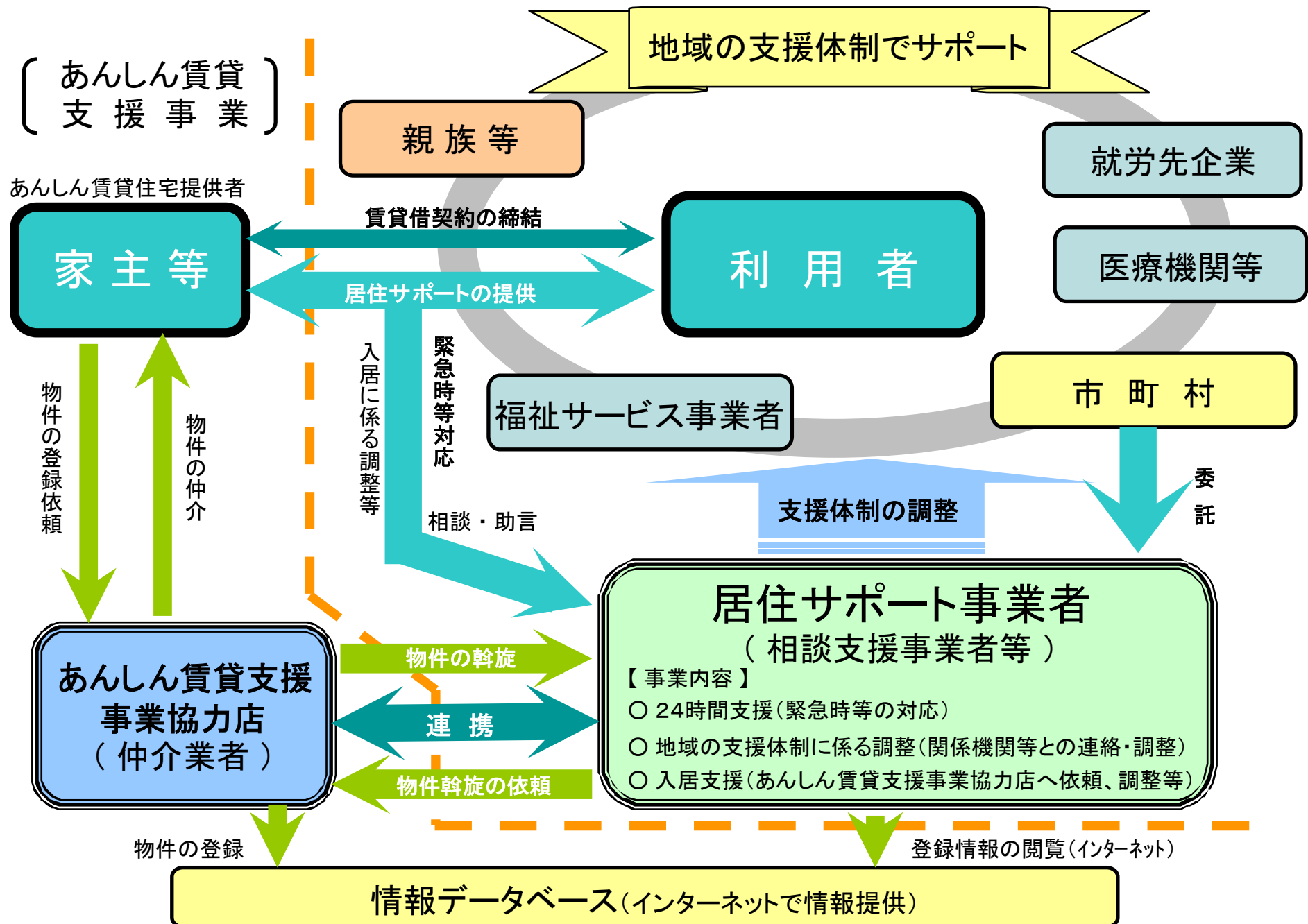
- ① あんしん賃貸住宅の登録及び情報の提供等については、あんしん賃貸支援事業の事業協力店（仲介業者。以下「協力店」という。）が行う。【住宅部門が担当】
- ② 障害者の居住支援（緊急時等の対応、地域の支援体制に係る調整等）については、居住サポート事業者（相談支援事業者等）が行う。【福祉部門が担当】
- ③ 入居時の支援（入居に係る調整、契約時の立ち会いその他相談・助言等）は、必要に応じて協力店と居住サポート事業者が連携して行う。【連携】

#### ◎ 支援・連携の流れ（例）

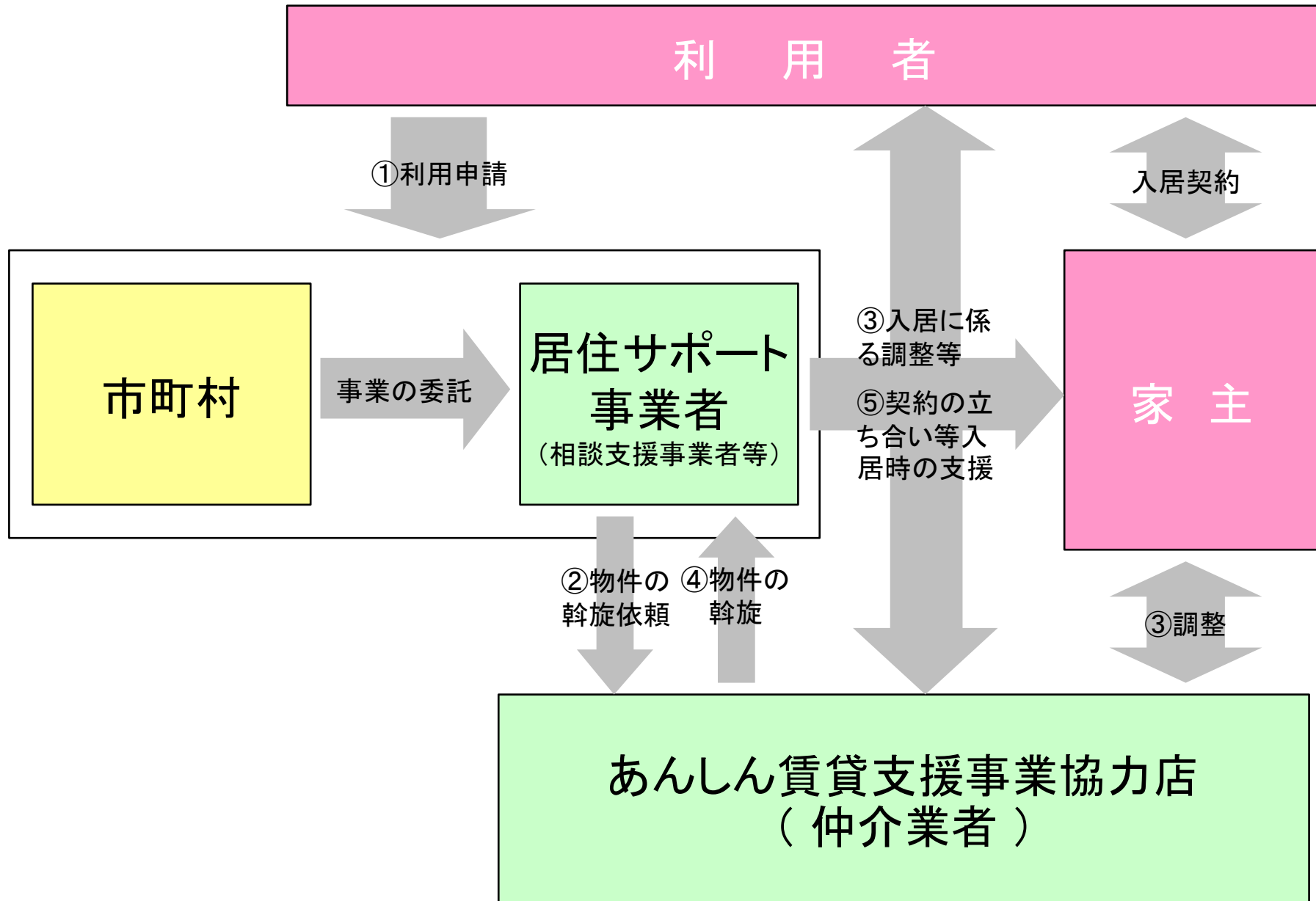
- ① 利用希望者は居住サポート事業者に相談、利用申請
- ② 居住サポート事業者は、あんしん賃貸住宅の登録情報を確認するとともに、利用希望者のニーズに適合する物件がない等の場合は、協力店に物件斡旋の依頼をする。
- ③ 協力店は、依頼に応じて物件を探すことになるが、例えば、利用希望者のニーズに適合する物件（あんしん賃貸住宅として登録されていない）がある場合は、居住サポート事業者と連携して当該物件の賃貸人への説明等を行い、円滑な入居が図れるよう調整に努める。
- ④ 家主の了解が得られた場合は、居住サポート事業者を通じて物件を斡旋する。
- ⑤ 契約手続きに際して、居住サポート事業者は、協力店と連携し、契約内容等を利用者に分かりやすく説明したり、契約手続きに立ち合うなどの入居の円滑化のための支援を行う。
- ⑥ 居住サポート事業者は、入居後において、利用者及び賃貸人からの相談支援、緊急時における対応、関係者等によるサポート体制の調整等の支援を行う。その際、必要に応じて協力店に協力を求めることとする。

※別添「協力店に対する物件の斡旋依頼及び家主との調整」を参照。

# 居住サポート事業とあんしん賃貸支援事業の連携



# 協力店に対する物件のあっせん依頼及び家主との調整



グループホーム・ケアホームについて

# グループホーム(共同生活援助)・ケアホーム(共同生活介護)事業

## 【利用者像】

- 日中、就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的障害者・精神障害者であって、地域生活を営む上で、一定の日常生活上の支援を必要とする者

### (グループホーム)

- 就労し又は就労継続支援等の日中活動を利用している次に掲げる知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者

### (ケアホーム)

- 生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする者
  - ・ 障害程度区分が区分2(要介護1程度)以上である者

### (具体的な利用者のイメージ)

- ・ 単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら、地域の中で暮らしたい
- ・ 一定の介護が必要であるが、施設ではなく、地域の中で暮らしたい
- ・ 施設を退所して、地域生活へ移行したいが、いきなりの単身生活には不安がある

## 【サービス内容】

- グループホーム(共同生活援助)については、家事等の日常生活上の支援を提供。
- ケアホーム(共同生活介護)については、食事や入浴、排せつ等の介護を併せて提供。
- また、日常生活上の相談支援や日中活動の利用を支援するため、就労移行支援事業所等の関係機関との連絡調整を実施。

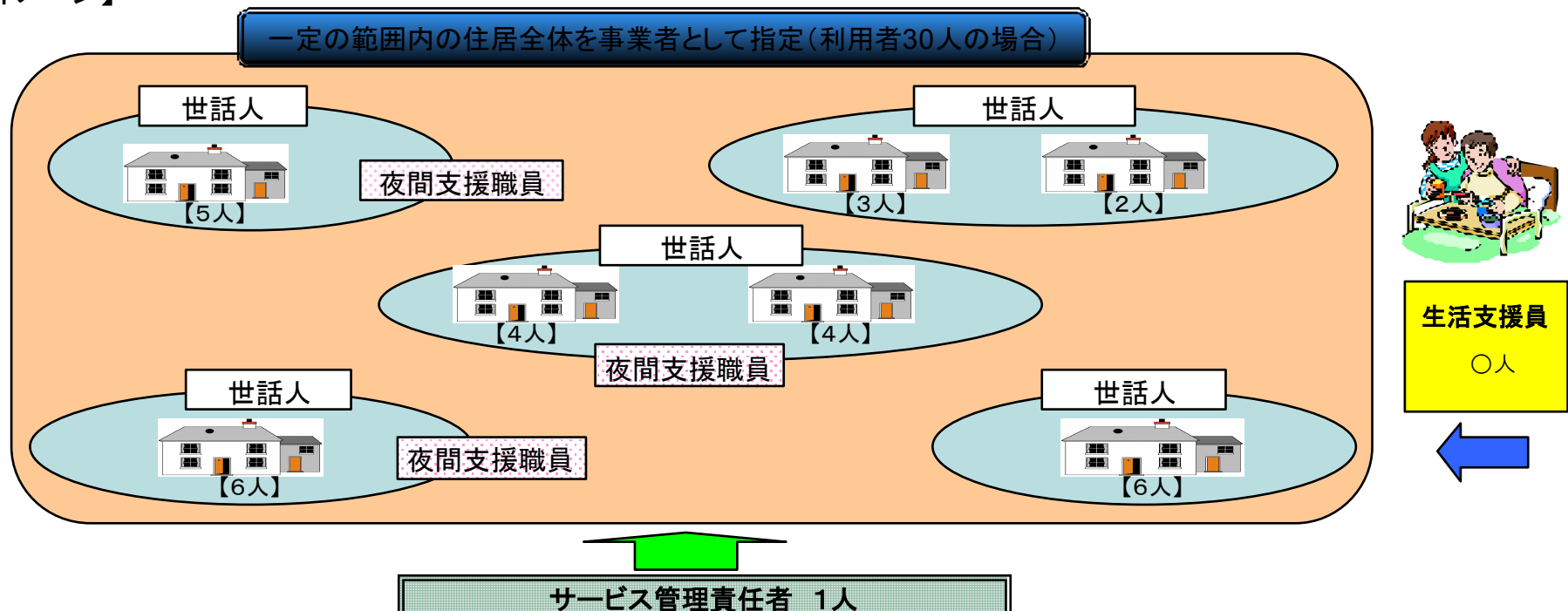


# グループホーム・ケアホームの事業運営

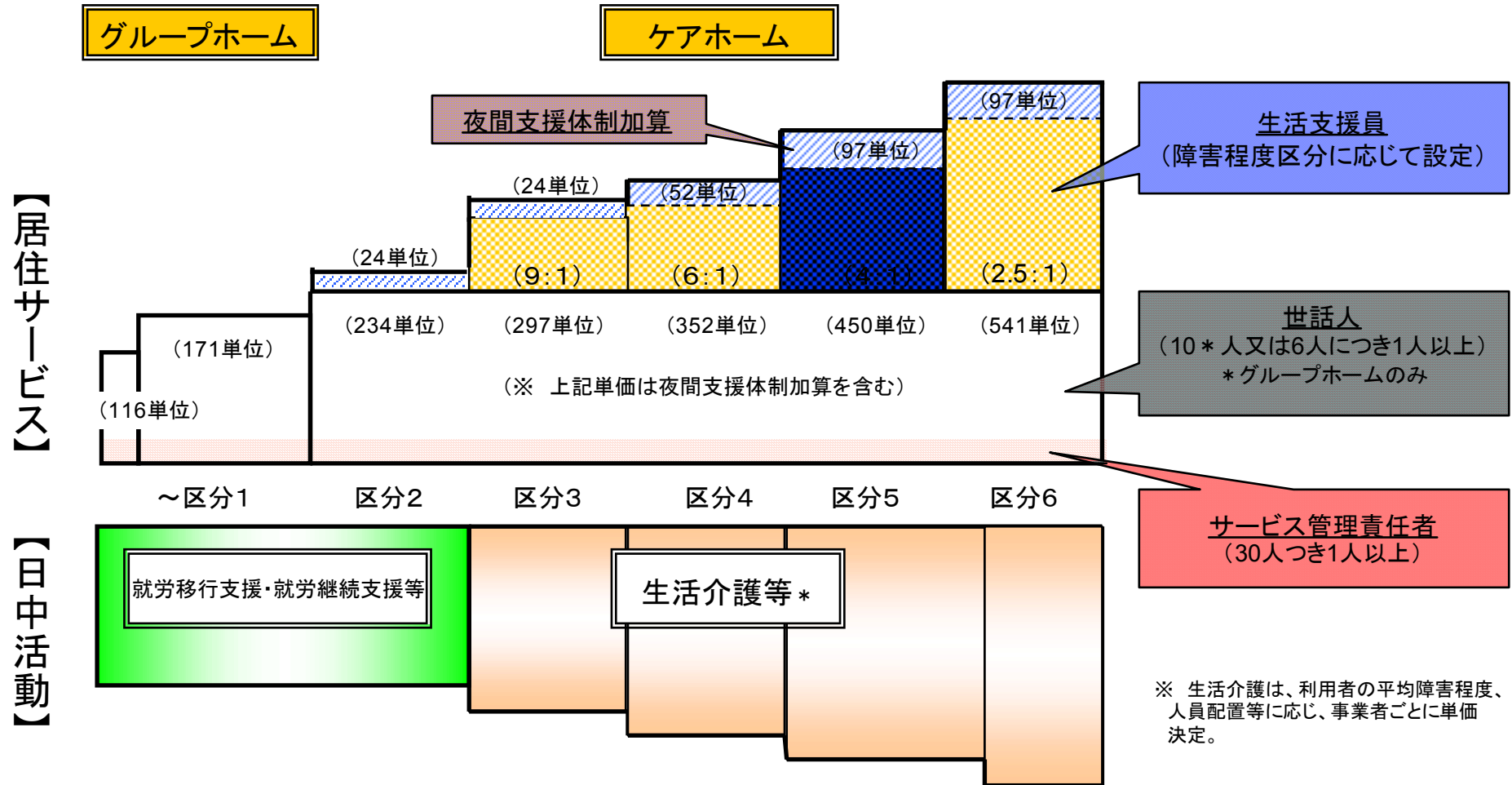
## 【ポイント】

- ① 個々の住居ではなく、一定の範囲に所在する住居全体を事業者として指定。
- ② 世話人は、全体の利用者数に対し、配置。これまで、利用者数にかかわらず1人配置とされている仕組みを改め、10人又は6人につき1人以上の水準を確保。
- ③ サービス管理責任者は、全体の利用者数に対し、30人つき1人以上の水準で配置。
- ④ 生活支援員は、全体の利用者数に対し、利用者ごとの障害程度区分に応じて配置。
- ⑤ 夜間の適切な支援体制を確保(専任職員の配置等の条件に該当する場合には報酬上別に評価)。
- ⑥ 1住居の最低利用人員は2人以上。

## 【イメージ】



# 人員配置と評価の仕組み



# グループホーム、ケアホームの配慮措置

## 1 重度障害者等へのサービスの確保

### 【夜間支援体制加算】

- 夜間の連絡体制をとった上、必要な職員の配置等、夜間に介護等を行うための勤務体制をとる場合、加算（対象者：区分2-6）[24~97単位/日]

### 【重度障害者支援加算】

- 重度障害者等包括支援の対象となる者が2人以上いる場合、加算（対象者：区分6）[26単位/日]

### 【日中活動等支援加算】

- 日中活動サービスの支給決定を受けているが、心身の状況等により利用できない期間が3日以上あり、必要な介護を行った場合、加算(3日目から算定)（対象者：区分4-6）[539単位/日]

### 【経過的給付】

- 施行時にホームヘルプサービスを現に利用している居住者がいる場合であって、事業者による速やかな生活支援員の確保が困難なときは、事業者の選択により、ケアホームとホームヘルプの給付を受ける方式が可能(平成20年度末まで)

## 2 単身生活等への移行の支援【自立生活支援加算】

- 単身生活等へ移行した者が定員の5割以上等の要件を事業者が満たす場合、6か月以内の移行が見込まれる利用者について、加算 [14単位/日]

## 3 大規模住居の取扱い

- 一住居当たりの定員が8人又は21人以上の場合、減算 [△5-13%]

## 4 小規模事業者への経過措置

- 施行時の利用者が少数の事業者について、世話人や夜間支援体制を確保するため、経過措置として加算（平成20年度まで）[小規模事業加算：14~37単位/日、小規模事業夜間支援体制加算：3~127単位/日]

## グループホーム・ケアホームにおける入院・帰省時の取り扱い

- グループホーム・ケアホームについて、利用者の入院時に支援を行った場合や帰宅時の支援を行った場合に、入院時支援加算及び帰宅時支援加算を創設。

### **【入院時支援加算】**

- 入院により本体報酬が算定できない日数が下記日数の場合に、家族等の支援を受けることが困難で、施設職員が家族等に代わって入院期間中の支援を行う必要がある、本人又は保護者の同意の下、個別支援計画に基づき、入院期間中、入院先を訪問し、入院先との調整、被服等の準備その他の支援を行ったときは、次のとおり報酬を加算(月1回算定)。

3～6日の場合	561単位
7日以上の場合	1,122単位

### **【帰宅時支援加算】**

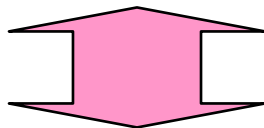
- 帰省により本体報酬が算定できない日数が下記日数の場合に、個別支援計画に基づき帰省の支援を行ったときは、次のとおり報酬を加算(月1回算定)。

3～6日の場合	187単位
7日以上の場合	374単位

# 住居1か所当たりの利用者数について

## 下限

- 2人以上から可能 \* 世話人等による適切なサービス提供を前提



## 上限

### 【原則】

- 10人まで可能(10人までを1つの生活単位とする居住形態)  
\* 現行精神障害者グループホームは4人以上・上限なし

### 【既存資源を活用する場合】

- 20人まで可能  
・より小規模な生活単位を確保するため、共有部門(居間、食堂等)を少人数ごとに配置(10人までを1つとする生活単位が2つまで可能)  
\* 居室は原則個室。
- 居住サービスが不足する地域において、特に必要があるとして都道府県知事が個別に認める場合、30人まで可能(10人までを1つとする生活単位を3つまで可能)  
\* 入所施設の定員30人以上、福祉ホームの定員5人以上  
\* 現行通勤寮の定員20人以上

※ 多人数の運営により効率化が図られることから、住居1か所当たりの利用者が8人又は21人以上の場合、報酬を減算。

# ケアホームにおける重度障害者への支援について

## 1. 経過的ケアホームの経過措置期限の延長

○ 平成20年3月末まで ⇒ 平成21年3月末まで（1年間の延長）

※ 経過的ケアホームとは、事業所単位で利用者全てに対し、ホームヘルプの利用を可とする取扱い。

## 2. 個人単位でホームヘルプサービスの利用（平成19年4月から実施）

○ 重度の障害者が利用するケアホームにおいて、食事や入浴、排せつ時に複数の支援員による対応が必要な場合など、一時的に職員の加配が必要となる場合が考えられることから、下記要件のもと、個人単位でホームヘルプの利用を可とする。（平成21年3月末まで）

① 対象者・・・区分4以上、かつ、行動援護又は重度訪問介護対象者

② ケアホームの報酬及び加算

・報酬については、障害程度区分（区分4～6）にかかわらず、区分2（210単位/日）の報酬単価を適用。

・加算については、経過的ケアホームにおいて対象となっている各種加算（※）に加え、夜間支援体制加算及び小規模事業夜間支援体制加算も適用。

※ 経過的ケアホームにおいて対象となる加算（小規模事業加算、自立生活支援加算、帰宅時支援加算、入院時支援特別加算）

③ ケアホームの人員配置基準・・・ホームヘルプ利用者のみ、生活支援員の配置基準適用外員数とする。

※ サービス管理責任者については、配置基準の対象とし、個別支援計画の作成を義務付ける。

④ 国庫負担基準額

・現行のケアホーム入居者の行動援護又は重度訪問介護対象者の各区分（区分4～区分6）の国庫負担基準額から1、180単位/月を減額した単位を適用。

※ 区分2の報酬額と現行の国庫負担基準額が重なる部分について、国庫負担基準額を減額。

# グループホーム・ケアホーム入居者の通院介助の利用について

○ グループホーム・ケアホーム入居者の通院介助（ホームヘルプ）の利用を可とする。

◇ グループホーム・ケアホーム入居者の通院介助については、基本的に日常生活上の支援の一環として、当該事業者が対応することになるが、慢性疾患の利用者がいる場合、定期的に通院を必要とし、世話人等が個別に対応することが困難な場合があることから、下記要件のもと、通院介助（ホームヘルプ）の利用を認める。（平成19年4月から）

- ① 対象者・・・区分1以上、かつ、慢性疾患等の障害者であって、医師の指示により、定期的に通院を必要とする者。
- ② 個別支援計画に位置付けられていること。
- ③ 通院介助の対象回数は、2回／月を限度とする。
- ④ 国庫負担基準額は、障害程度区分にかかわらず、1,760単位／月を適用。

# グループホーム・ケアホームの整備推進について

## 1. グループホーム・ケアホームの実施に当たる敷金・礼金の助成

### (1) 事業内容

アパートや一般住宅等を借り上げてグループホーム・ケアホームを実施するに当たり、借上に伴う初度経費（敷金・礼金）の助成を行う。

(2) 実施主体 都道府県

(3) 補助単価 入居者1人あたり133千円以内

(4) 補助割合 定額（10/10）

(5) 実施年度 18年度～20年度

## 2. ケアホーム等におけるバリアフリー化等の改修費の助成

### (1) 事業内容

重度障害者等が安心して暮らすことができるよう、ケアホーム等を実施するアパート等において、バリアフリー化等の改修費の助成を行う。

(2) 実施主体 都道府県

(3) 補助単価 1施設あたり2,000千円以内

(4) 補助割合 定額（10/10）

(5) 実施年度 18年度～20年度



# 特別対策について

(精神障害者の居住支援関連事業抜粋)

## ○ 障害者自立支援基盤整備事業

### 1 事業の目的

既存施設等が新体系に移行する場合等に必要となる、施設の改修等の経費に対し助成を行うことにより、新体系におけるサービスの基盤整備を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

事業の具体例としては、以下のとおりである。なお、既存の補助制度で対象としている事業については対象外とする。

#### 【 改 修 】

- ① 小規模作業所を新体系の設備基準に適合させるための改修工事
- ② ケアホーム等を実施するアパート等のバリアフリー化等に必要となる改修工事
- ③ 居宅介護事業及び相談支援事業を行うために必要な既存建物の改修工事
- ④ その他基盤整備対策に資する改修工事

#### 【 増 築 】

- ① 生産事業等のための作業スペースの設置
- ② 新体系事業を行うにあたって必要となる厨房等の拡張工事
- ② その他基盤整備対策に資する増築工事

(3) 補助単価 1施設あたり20,000千円以内

(ただし、【改修】の②は、2,000千円以内、改修の③は5,000千円以内)

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 18年度～20年度

## ○ グループホーム・ケアホーム整備推進事業

### 1 事業の目的

アパートや一般住宅等を借り上げてグループホーム・ケアホームを実施するに当たり、借上に伴う初度経費（敷金・礼金）の負担を軽減し、障害者が地域で暮らせるように支援することを目的とする。

### 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

グループホーム等を実施するに当たり、アパート等の借り上げに伴い、初度に係る敷金・礼金に対し助成を行う。

(3) 補助単価 入居者1人あたり133千円以内

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 18年度～20年度

## ○ 精神障害者退院促進強化事業

### 1 事業の目的

いわゆる社会的入院者の退院促進を図ることは急務であり、従来より退院促進支援事業を実施してきたところであるが、こうした取り組みを各都道府県が全域的に展開していくためには、退院促進に関する知識・技術を有した者を一定程度確保することが非常に重要である。

このため、地域において指導的役割を果たす退院促進に関する専門家を養成するとともに、地域における受入基盤の拡充を図ることにより、退院促進支援事業の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

① 退院支援に関する専門家の養成研修

【対象者】 都道府県職員等

【研修内容】 長期入院者への支援に必要な知識・技術の習得、退院促進先進地区における実習 等

② 退院支援に関する理解促進のための基礎研修

【対象者】 市町村職員、地域住民等

【研修内容】 精神障害者の特性の理解、元社会的入院者の体験談、病院見学 等

(3) 補助単価 研修企画：1 都道府県あたり 610 千円以内

研修実施：1 障害福祉圏域あたり 2,000 千円以内

3 補助割合 定額 (10 / 10)

4 実施年度 18 年度～20 年度

## ○ 相談支援体制整備特別支援事業

### 1 事業の目的

障害者が地域で安心して生活するためには、地域自立支援協議会をはじめとする相談支援体制の構築が重要であり、本事業によりその体制整備や充実強化を促進し、早急に地域における相談支援体制を整備・確立することを目的とする。

### 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

#### ① 特別アドバイザー派遣事業

○ 先進地のスーパーバイザーや学識経験者等2～3名を特別アドバイザーとして招聘し、チームで都道府県内の相談支援体制の整備や充実強化に向けて、評価、指導等を実施する。

○ 特別アドバイザーは、毎月1回程度（集中的に何日間か実施することも可）都道府県を訪問し、都道府県の担当職員及び当該県のアドバイザーと十分連携しながら、以下の事業を行う。

- ・ 都道府県自立支援協議会の設立・充実強化の支援
- ・ 県内を巡回するなどして、市町村（圏域）ごとの相談支援体制や地域自立支援協議会の立ち上げ・運営等についての具体的で丁寧な支援

（例） 小規模市町村が圏域単位で相談支援体制を共同で実施する場合のアドバイス  
地域自立支援協議会に参加して、会議の持ち方や運営方法等について具体的にアドバイス等

- ・ 県内の相談支援関係者を対象とした連絡会議・研修会の開催による人材育成支援

② 相談支援事業立ち上げ支援事業

相談支援事業（市町村が社会福祉法人等に委託して実施する場合を含む。）立ち上げ等に当たり、必要な設備整備等について支援する。

③ ピアサポート強化事業

市町村（市町村が相談支援事業者等に委託して実施する場合を含む。）が障害者を対象として、地域交流や自己啓発などの社会参加に資する事業（障害当事者が障害者の活動をサポートする形態とする。）を実施する場合に、必要な設備整備等について支援する。

例えば、パソコン教室（障害者と同数程度の同一障害の当事者がサポート）を開催し、障害者が仲間づくりや地域に関わる手段を身につけることにより障害者の地域生活のきっかけづくりのための支援を行うために必要な設備整備等。

- (3) 補助単価 (2) ①：1都道府県あたり2年間で14,000千円以内  
(2) ②：1か所あたり1,000千円以内  
(2) ③：1障害福祉圏域あたり1,950千円以内

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 18年度～20年度